

岡山県自然保護基本計画(素案)に対する意見等について

岡山県自然保護基本計画（素案）について、「おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）」に基づき、広く県民から意見や提案を募集したが、その結果は次のとおりである。

1 意見等の件数

31件（22人）	全般・共通	7件
	基本方針・施策体系	24件

2 意見等の概要と県の考え方

別紙のとおり

なお、県政情報室、各県民局・地域事務所、きらめきプラザ、県立図書館及び自然環境課に備え付けるとともに、県ホームページに掲載する予定

3 今後のスケジュール(予定)

平成23年1月 自然との共生プロジェクト推進会議
2月 岡山県自然環境保全審議会の最終答申
計画決定

<参考>

意見募集の方法等

(1) 募集期間

平成22年10月22日から平成22年11月22日まで

(2) 公表方法

県政情報室、各県民局・地域事務所、きらめきプラザ、県立図書館及び自然環境課に備え付けるとともに、県ホームページに掲載した。また、市町村等へ送付した。

(3) 募集方法

電子メール、ファクシミリ、郵便及び簡易申請により受け付けた。

岡山県自然保護基本計画（素案）に対する 主な意見等と県の考え方

1 全般・共通

意見等（要旨）	県の考え方
計画の推進によりどのような将来社会を作るのか、意図が明確に伝わるメッセージ性のある数値目標を立てるべきである。	子供たちを対象とした数値目標を含め、県民にわかりやすく、また県と県民、事業者等とが協働で行う事業等を中心に数値目標を掲げており、生物多様性が保全され、多くの野生生物と私たち人間とが共に生存していける社会の実現を目指します。
次世代への継承は重要であり、より高い数値目標が望まれる。	
各市町村にも地域の実情に即した条例や計画の策定を促進し、具体的な事業を連携して進めて欲しい。	自然保護に関し、各市町村が主体的に実状に即した条例や計画を策定することは有意義であり、条例や計画も半数以上が策定しているが、県と市町村が連携し、県民等との協働により取り組んでいきます。

2 基本方針・施策体系関係

（1）豊かな自然環境の保護

意見等（要旨）	県の考え方
湿地はいろいろな生き物を育む場所として重要であり、河川や湖沼と同様に、湿地という言葉を付け加えて欲しい。	生物の生息地として豊かな環境である湿地についての記述を「河川、湖沼、瀬戸内海等の環境保全」等に追加します。
草地・草原の維持回復を図る必要がある。	様々な機能を有する草地・草原についての記述を「多様な生態系の保全」に追加し、今後ともその保全に努めます。

(2) 野生生物の保護

意見等（要旨）	県の考え方
イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマについて特定鳥獣保護管理計画を策定するとあるが、過度な保護により農林業被害が増加しており、今後バランスよく保護管理を行うことは難しいのではないか。	生態系や農林水産業への多大な被害を及ぼしている野生鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画を策定し、保護管理の目標、個体数の調整を定め取り組んでいます。今後とも個体数管理や被害防除対策等を一層強化していきたいと考えています。
「野生鳥獣の生息数が減少」の記述を「イノシシ等特定の種を除き野生鳥獣の生息数は減少」とすべき。	「自然環境の急激な変化に伴い、生息数が減少している野生鳥獣について、保護の取組が求められています。」と修正します。
狩猟者の確保対策としての有効な具体的な施策を示すとともに、具体的な数値目標を提示する必要がある。	鳥獣保護管理の担い手である狩猟者の確保は重要な課題であり、数値目標に「狩猟者登録数」を新たに設けます。
鳥獣保護センターの施設の拡充、鳥獣保護員の育成、鳥獣保護のネットワーク構築等をお願いしたい。特に、野生傷病鳥獣保護員の育成が望まれる。	野生鳥獣保護及びその普及啓発のために必要な施設であり、来年度において策定する第11次鳥獣保護事業計画において、体制の充実について検討したいと考えています。
広島県ではアライグマが増殖段階に入っており、県内でも生息が確認されたことから、隣県の状況について情報を収集し、対策を準備する必要がある。	アライグマ等の移入種対策は初期対応が重要であることから、啓発活動や分布情報の収集を進めるとともに、先進的な事例等を参考に防除方法等を検討していきたいと考えています。

(3) 水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出

意見等（要旨）	県の考え方
豊かな森林の維持・回復のためには、人工林の手入れ不足を解消するだけでなく天然林を復活させる必要があると思う。	森林は、多くの野生生物が生息・生育する場所であり、人工林の計画的な間伐等とともに、広葉樹林や針広混交林等多様な森林へ誘導するよう努めます。

(4) 人間が守り伝える自然の豊かさ

意見等（要旨）	県の考え方
子供の時から自然に接していないと自然の保護の必要性が解らないので、自然を通じて昔遊びを指導してくれるボランティアの育成や休耕田の開放を進めるべきだと思う。	身近な自然との触れ合いは、自然の保護に関する意識の向上を図る上で重要と考えています。 ボランティア等の活動の場を積極的に提供し、自然の保護に関する知識や正しい自然観の普及啓発を図り、県民が身近な自然と触れ合うことができる機会等の提供に努めます。
地域一帯となって自然とふれあえるイベントや機会を作り、家族ぐるみで参加できるような取組を行うことが重要である。	